

第 104 号議案

大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項及び第 286 条の 2 第 2 項の規定に基づき、令和 3 年 3 月 31 日をもって、大分県退職手当組合から由布大分環境衛生組合を脱退させ、及び大分県退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて同法第 290 条の規定により議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

令和 3 年 3 月 31 日をもって大分県退職手当組合から由布大分環境衛生組合を脱退させること等に伴う規約の変更について関係地方公共団体と協議したいので、この案を提出するものである。

大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更する規約

大分県退職手当組合規約（昭和 56 年指令地第 787 号許可）の一部を次のとおり変更する。

第 13 条を次のように改める。

第13条 組合は、地方公共団体が組合に加入又は組合から脱退する場合には、条例で定めるところにより算定した金額を、当該地方公共団体に納付させ又は還付するものとする。

第14条を削る。

別表中「由布大分環境衛生組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。